

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">紀の川流域治水協議会 規約</p> <p>(設置) 第1条 「紀の川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、紀の川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 紀の川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4. その他、流域治水に関して必要な事項。</p> <p>(協議会資料等の公表) 第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局) 第6条 協議会の庶務を行うため、和歌山河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。</p>	<p style="text-align: center;">紀の川流域治水協議会 規約(案)</p> <p>(設置) 第1条 「紀の川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、紀の川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 紀の川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4. その他、流域治水に関して必要な事項。</p> <p>(協議会資料等の公表) 第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局) 第6条 協議会の庶務を行うため、和歌山河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。</p>

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和2年 9月11日から施行する。
令和2年12月 9日 改定

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和2年 9月11日から施行する。
令和2年12月 9日 改定
令和3年 2月19日 第2回改定

別紙 1

和歌山県危機管理監
和歌山県農林水産部長
和歌山県県土整備部長
奈良県県土マネジメント部長
奈良県危機管理監
奈良県水循環・森林・景観環境部長
和歌山市長
海南市長
紀の川市長
岩出市長
紀美野町長
かつらぎ町長
九度山町長
高野町長
橋本市長
五條市長
東吉野村長
川上村長
吉野町長
黒滝村長
大淀町長
下市町長

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長
近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

○ オブザーバー

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局長
奈良県食と農の振興部長
気象庁和歌山地方気象台長
近畿地方環境事務所環境対策課長

別紙 1

和歌山県危機管理監
和歌山県農林水産部長
和歌山県県土整備部長
奈良県危機管理監
奈良県水循環・森林・景観環境部長
奈良県県土マネジメント部長
和歌山市長
海南市長
紀の川市長
岩出市長
紀美野町長
かつらぎ町長
九度山町長
高野町長
橋本市長
五條市長
東吉野村長
川上村長
吉野町長
黒滝村長
大淀町長
下市町長

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 和歌山水源林整備事務所長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 奈良水源林整備事務所長
近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

○ オブザーバー

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局長
奈良県食と農の振興部長
気象庁和歌山地方気象台長
近畿地方環境事務所環境対策課長

紀の川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「紀の川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、紀の川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 紀の川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、和歌山河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和2年 9月11日から施行する。
令和2年12月 9日 改定
令和3年 2月19日 第2回改定

和歌山県危機管理監
和歌山県農林水産部長
和歌山県県土整備部長
奈良県危機管理監
奈良県水循環・森林・景観環境部長
奈良県県土マネジメント部長
和歌山市長
海南市長
紀の川市長
岩出市長
紀美野町長
かつらぎ町長
九度山町長
高野町長
橋本市長
五條市長
東吉野村長
川上村長
吉野町長
黒滝村長
大淀町長
下市町長
近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 和歌山水源林整備事務所長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 奈良水源林整備事務所長
近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

○ オブザーバー

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局長
奈良県食と農の振興部長
気象庁和歌山地方气象台長
近畿地方環境事務所環境対策課長